

# 第55回千歳市環境審議会議事録

令和8年2月10日

## 第55回千歳市環境審議会

日 時：令和8年2月10日（火）14時30分～16時20分

場 所：千歳市水道局 2階 会議室3

出席委員：長谷川誠会長、鈴木隆夫委員、前田浩志委員、多田僚委員、  
宇山昌一郎委員、武田祐介委員、田畑弥樹委員、  
西野雄一委員（代理出席：桂愛子様）、角谷日花里委員、  
仲村共美委員、伊藤宏之委員、豊澤瞳委員  
（計12名）

欠席委員：小笠原豊委員、伊藤博委員、松澤直紀委員（計3名）

事務局：渡邊市民環境部長、吉見市民環境部次長、  
浦環境課長、中條環境計画係長、  
満山環境保全係長、榎本自然環境係長、  
田口カーボンニュートラル推進係長、藤田主事

## 次 第

### 1 開会

### 2 議事録署名委員の指名

### 3 報告事項

#### 報告第1号 第3次千歳市環境基本計画の進捗状況について

資料1-1 令和6年度 第3次千歳市環境基本計画の進捗状況について

#### 報告第2号 千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗状況について

資料2-1 令和6年度 千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗状況について

資料2-2 エコアクションプラン（千歳市地球温暖化対策実行計画 事務事業編）の改定（案）について

#### 報告第3号 【陳情】民有地での大規模太陽光発電に関わる千歳市独自ガイドラインの策定について

資料3-1 【陳情】民有地での大規模太陽光発電に関わる千歳市独自ガイドラインの策定について

#### 報告第4号 高病原性鳥インフルエンザについて

資料4-1 令和7年度 高病原性鳥インフルエンザについて（中間報告）

### 4 審議事項

#### 審議第1号 第3次千歳市環境基本計画改訂（中間見直し）素案

資料5-1 パブリックコメント（市民意見公募）の結果について

資料5-2 第3次千歳市環境基本計画【改訂版】

#### 審議第2号 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について

資料6-1 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について

資料6-2 現行の騒音・振動規制地域区域区分図

資料6-3 変更後の騒音・振動規制地域区域区分図案

資料6-4 根志越地区の一部の変更の規制区域図

資料6-5 騒音・振動規制地域区域の分類と規制基準

### 5 その他

### 6 閉会

## 第 55 回千歳市環境審議会議事録

### 1. 開会

千歳市環境審議会規則第 3 条第 1 項に基づく本会議の成立宣言を行った。

委員 15 名中 12 名の出席、過半数以上の出席があるため本会議が成立する旨の報告。

### 2. 議事録署名委員の指名

議事進行に従い、長谷川会長が議事録署名委員に田畑委員と角谷委員の 2 名を指名した。

### 3. 報告事項

「報告第1号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

#### 【報告第1号】「第3次千歳市環境基本計画の進捗状況について」

それでは、報告第1号「第3次千歳市環境基本計画の進捗状況について」説明をさせていただきます。

資料1-1「令和6年度 第3次千歳市環境基本計画の進捗状況について」説明いたします。

はじめに、1ページの1「第3次千歳市環境基本計画に係る進行管理について」です。第3次千歳市環境基本計画における市主体の施策の実施状況を把握するため、指標を設定した項目に関しては、市の事務や事業における施策評価等により進捗状況の確認を行います。この結果は、千歳市環境審議会に報告し、千歳市環境白書などを通じて市民・事業者公表いたします。また、マネジメント手法であるPDCAサイクルによって適切な計画の進行管理を行っております。中段の図については、計画の進行管理を表したものです。

次に、2「第3次千歳市環境基本計画に係る数値目標及び計画期間について」です。第3次千歳市環境基本計画は、環境像を「限りなく伝えよう いい空 いい水 いい緑 そして共生をめざして」と定めており、環境像の実現に向けた取組を展開するため、5つの基本目標を設定しております。また、計画の行動期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、進捗状況の確認を行うため、令和元年度を基準年として、本計画では全体で28項目の目標を設定しております。そのうち、年度ごとに数値目標を設定している項目は、毎年度千歳市環境審議会に報告し、千歳市環境白書などを通じて市民・事業者公表してきたところであり、本計画における行動期間の報告となっております。

次に、2ページをご覧ください。3「令和6年度末現在における目標項目の数値について」であります。表1の令和6年度末現在の目標項目別数値については、表の右側の欄「目標達成状況」につきまして、令和6年度末現在の数値目標を設定している項目に対し、目標を達成したものについては○、達成できなかったものには×、目標達成状況の指定をしていないものについては、「横線」を引いています。表1は、2ページから6ページまで続いておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。なお、2ページの 項番4 「エネルギー使用に係る削減率」、実績値の-7.1%についてですが、この指標については、市の最上位計画である「千歳市第7期総合計画」と共通の指標としており、その取りまとめ時期の都合上、令和5年度中の実績値を、令和6年度の実績値として計上しております。

次に、7ページをご覧ください。4「令和6年度末現在の数値目標を設定している項目の達成状況について」であります。表2は、取組分野ごとの基本目標5つの項目について記載しております。基本目標1：低炭素型の都市や暮らしが確立し、効率的なエネルギーの活用により、経済や社会が調和しているまちについては、令和6年度の目標数はありません。

2：市民が健康かつ安全安心に暮らすことができるまちについては目標数4に対して目標を上回ったもの：1、

目標を下回ったもの：3

3：豊かな自然環境の保全と人々の暮らしや経済の発展が両立しているまちについては、令和6年度の目標数はありません。

4：循環型社会の形成に向け、資源を有効に活用する環境にやさしいまちについては、

目標数1に対して目標を上回ったもの：1、

目標を下回ったもの：0

5：全ての人が環境を学び、パートナーとなって良好な環境を未来につなげているまちについては、

目標数1に対して目標を上回ったもの：0、

目標を下回ったもの：1

全体合計については、

目標数6に対して目標を上回ったもの：2

目標を下回ったもの：4

となっております。

(1) 令和6年度末目標を下回った項目についてであります。

今回の項番の中で、目標を下回った項番12、14、15、25について理由を記載しております。

次に、8ページ下段をご覧ください。「5 目標値と施策の進捗状況に係る評価について」であります。目標値は施策の進捗状況を把握するための指標の一つですが、目標実績は社会的要因や天候などにより変化するものであります。

令和6年度における第3次千歳市環境基本計画の目標値における関連施策ごとの検証については、取組分野ごとの基本目標5項目における各指標について、28項目の目標値に対し、21項目について基準値をクリアしており、総合的に判断し概ね順調に推移していると評価しています。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

【報告第1号 質疑応答】

(委員)

バスの利用者数は、夏ごと、冬ごとでの把握はしているのか。

(事務局)

季節ごとではなく、合計数での把握となっている。

(委員)

環境学習受講者数について、定員枠に対する申込状況はどうなっているのか。

(事務局)

定員枠は無く、小中学校で実施している出前授業の参加者数をカウントしたもので、小中学校からの依頼に基づき実施している。詳細については、環境学習の実施を担っているチトセコメンバーの委員が把握しているため、説明をお願いしたい。

(委員)

令和6年度は学校からの依頼が6校からで目標未達成であったが、令和7年度は19校から依頼をいただき、実施回数も29回を予定している。

(事務局)

小中学校への環境学習は、現在は市とチトセコが協働した市民協働事業で進めている。毎年、校長会や教頭会で周知をして学校から依頼をいただき、チトセコが授業を実施する流れである。現在、全ての小中学校でこの出前授業を実施することが目標である。

(委員)

目標未達成の理由は、出前授業の実施回数が少なかったからか。それとも学校とのスケジュールが合わなかったからか。

(事務局)

詳細については、環境学習の実施を担っているチトセコメンバーの委員が把握しているため、説明をお願いしたい。

(委員)

学校からの依頼数が少なかったからである。学校とのスケジュールの調整は、依頼内容に基づき調整をしている。

(委員)

学校からの依頼が多ければ、環境学習受講者数は達成できるという理解でよいのか。

(事務局)

そのとおりである。将来的には全ての学校で1回は実施したいと考えており、現在、小中学校からの依頼は増加傾向で、教育現場からも良い評価であるため、今後も取組が広がっていき、目標達成に近づくことが想定されている。

(委員)

教育機関は中々新しい事業に取り組まない傾向があるが、一度実施すれば次年度以降も継続することが多いため、取組は継続していくと思われる。

(会長)

他に質疑はあるか。

(委員)

ない。

(会長)

以上で、報告第1号については、報告済みとする。

「報告第2号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

**【報告第2号】「千歳市地球温暖化対策実行計画区域施策編の進捗状況について」**

それでは、報告第2号「千歳市地球温暖化対策実行計画区域施策編の進捗状況について」説明をさせていただきます。資料2-1「令和6年度 千歳市地球温暖化対策実行計画区域施策編の進捗状況について」説明いたします。

はじめに、1ページをご覧ください。1「趣旨について」です。千歳市地球温暖化対策実行計画区域施策編は、脱炭素社会を構築するための具体的な目標や施策を定め、市民、事業者、市が一体となってカーボンニュートラルを実現することを目的としており、設定した評価指標の進捗を確認することとしております。進捗状況につきましては、本審議会等に報告するとともに意見を求め、それを踏まえながら推進することとしております。なお、本計画は令和6年度から令和12年度までの7年間の計画でありまして、本日ご報告させていただきますのは、初年度となります令和6年度の進捗状況となります。

次のページをご覧ください。2「令和6年度末現在における目標指標の数値について」です。2ページから4ページにかけて、令和6年度末現在の評価指標の一覧を記載しております。4つの基本方針毎に記載しておりまして、基本方針1「省エネルギー対策の推進」は、「エネルギー使用に係る削減率」など、5つの指標を設定しております。なお、「エネルギー使用に係る削減率」は、先程、ご説明させていただいた環境基本計画と同じ指標となっており、同様に令和5年度中の数値を令和6年度実績値としております。

次のページをご覧ください。基本方針2「再生可能エネルギーの導入拡大」は、「太陽光発電設備を設置している公共施設の割合」など、3つの指標を設定しております。ここで事前にお送りした資料について1点訂正をさせていただきます。指標8「水素やバイオマスなどの次世代エネルギー製造拠点数」の実績値もともと「1件」だったものを「2件」に、目標達成状況「20%」を「40%」に訂正させていただきます。大変失礼いたしました。続きまして、基本方針3「二酸化炭素吸収源の確保と循環型社会の形成」は、「植栽・間伐面積」などの4つの指標を設定しております。

次のページをご覧ください。基本方針4「行動変容の推進」は、「カーボンニュートラルに関する発信活動数」などの4つの指標を設定しております。

次のページをご覧ください。3「令和6年度末現在の達成状況」についてです。こちらのページでは、先程ご覧いただいた各指標の進捗状況を表にまとめております。上の表では基本方針別にまとめております。14の指標のうち、令和6年度末で最終年度となる令和12年度目標を上回っているものは2つ、下回っているものは12となりました。なお、指標16項目のうち、指標11「リサイクル率」と12「家庭ごみの一人一日当たり排出量」の2つの指標については、具体的な目標値が無い場合指標の数に含

んでおりません。

下の表は令和6年度末の達成率をまとめたものになります。

「90%以上」達成している指標は3つで、21.43%

「70%以上89%以下」は2つで、14.29%

「50%以上69%以下」は3つで、21.43%

「49%以下」は6つで、42.85% となっております。

次のページをご覧ください。4「達成率50%を下回っている項目の状況」についてです。現段階で50%以上の達成率の8項目は順調に進行していると捉え、49%以下となっているその他6項目について記載しております。50%を下回った、項番1「エネルギー使用に係る削減率」、2「公共施設におけるLED導入率」、6「太陽光発電設備を設置している公共施設の割合」、7「太陽光発電設備設置補助容量」、8「水素やバイオマスなどの次世代エネルギー製造拠点数」、16「小中学校におけるカーボンニュートラルに関する授業数」について理由を記載しております。

最後に5「総括」についてです。本計画の評価指標について、14項目の具体目標に対し、現在2項目を達成できている状況です。各項目の達成率は半数以上が50%を上回っており、まだ50%に達していない項目についても計画に基づいて進行しているなど、目標値に対して上向きな推移が多いことから、総合的に判断し、概ね順調に施策の取り組みが進んでいると評価しております。

以上で報告第2号 資料2-1の説明を終わります。

続けて、資料2-2について、環境計画係から説明させていただきます。

それでは、私から、資料2-2「エコアクションプラン（千歳市地球温暖化対策実行計画 事務事業編）」の改定（案）についての概要をご説明いたします。

エコアクションプランとは、「地方公共団体実行計画 事務事業編」のことを言い、当市では、通称「エコアクションプラン」としております。この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に規定されており、「都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画を策定するもの」となっており、現状の「エコアクションプラン」は、令和3年度から令和7年度までの5年間の期間となっていることから改定を行います。

千歳市地球温暖化対策実行計画の区域施策編が市民や事業者と行政も含めた市全般での計画に対して、「エコアクションプラン」は、千歳市が自ら行動するためのプランであります。現状のエコアクションプランは、温室効果ガスの排出量を令和7年度までに23%削減することを目標としておりますが、今回の改定で、千歳市地球温暖化対策実行計画 区域施策編と整合性を図ること、また、国が示す2030年までに50%の削減目標と見直しを行い、プランの名称も「千歳市地球温暖化対策実行計画 事務事業編」に改めます。なお、「エコアクションプラン」の改定については、公共施設、公共設備の省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入及び公用車における次世

代自動車の導入を検討するため、「公共施設等脱炭素化推進会議」において実務的な検討を進めてまいりました。

次に、2「主な変更点」ですが、

- (1) 期間は令和8年度から令和12年度までの5年間
- (2) 対象とする温室効果ガスは、区域施策編と整合性を図り、二酸化炭素とします。
- (3) 対象範囲は、住宅用設備を除く、市が管理する施設及び設備等
- (4) 削減目標は、2030年度：50%削減（2013年度対比）
- (5) 目標達成に向けた取組については、政府実行計画に準じた取組内容を追加し、

目標を達成する取組として、市の事務・事業に伴うカーボンニュートラルの実現に寄与するため、以下の3つの基本方針について積極的な取組を進めていきます。

- 基本方針1 省エネルギー対策の推進
- 基本方針2 再生可能エネルギーの導入拡大
- 基本方針3 地球温暖化防止の推進

計画の内容等については、別添「千歳市地球温暖化対策実行計画 事務事業編」をご確認していただきますようお願いいたします。

以上で、報告第2号 資料2-2「エコアクションプラン（千歳市地球温暖化対策実行計画 事務事業編）」の改定についてのご説明を終わります。

#### 【報告第2号 質疑応答】

(委員)

資料2-1のエネルギー削減率の実績がマイナスとなっているが、これはエネルギー使用量が減っているのではなく増えているということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

資料2-1のエネルギー削減率の項目に、職員の環境配慮行動とLED化など省エネルギー機器への転換で目標達成を目指すとあるが、これらの取り組みの実施により目標達成が見込まれるという理解でよいのか。

(事務局)

千歳市では現在様々な取り組みを進めているが、削減は順調に進んでいるため、今後も取り組むことで削減は進んでいくと考えている。

(委員)

資料2-2は、現行計画の数字や表現を現状に合わせて見直したという理解でよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

資料2-2において、審議会に何か意見を求めているものなのか。それとも、審議会は決定事項の報告を受けただけと理解すればよいのか。また、意見等がある場合は、環境課に伝えたらよいのか。

(事務局)

これは、千歳市役所という事業所としての削減目標等であるが、意見があれば、ぜひとも当課までお願いしたい。

(委員)

太陽光発電を導入する際、壁面パネルの設置を考えているか。

(事務局)

太陽光発電はまずは屋根置きで設置することを考えているが、今後導入を進めていく中で選択肢の一つとして検討することになると思う。

(委員)

高市総理がペロブスカイトへ積極投資をするという話がある。それが実現すれば、数年後には設備効率も上がることが予想されるため、千歳市でも導入を進めることで導入目標を達成できるのではないか。

(事務局)

現在千歳市では、20施設に太陽光発電を導入する取組を進めているが、費用対効果が課題となっている。現在はPPAでの導入を進めているが、これは、複数の手段を検討した結果、現時点ではこの方式が最も良いという結論となったからである。ペロブスカイトについては今後重要な取組になると考え、先進性という観点からも今後も状況を見ながら導入を検討していきたい。

(会長)

他に質疑はあるか。

(委員)

ない。

(会長)

以上で、報告第2号については、報告済みとする。

「報告第3号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

**【報告第3号】 【陳情】 民有地での大規模太陽光発電に関わる千歳市独自ガイドラインの策定について**

それでは、報告第3号 資料3-1 「【陳情】 民有地での大規模太陽光発電に関わる千歳市独自ガイドラインの策定について」説明させていただきます。

令和6年9月5日、「千歳市の自然環境と未来を守り、災害時の火災等による危険性リスクを伴う大規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン策定について」、北海道の大地と水と尊厳を守る会 会長 木村榮治 様から、千歳市議会へ陳情書の提出がありました。（付託先：厚生環境常任委員会）

陳情書の内容については、支笏湖周辺の地域においての、環境影響評価の強化、住民への影響調査、災害リスク評価、火災リスクと災害対策、撤去、廃棄物処理計画の義務化をガイドラインへ盛り込む内容であります。結果については、「国や道の法律、ガイドライン等により、守られている」という結果により、令和7年3月26日、第1回千歳市議会定例会議にて不採択となりました。

令和7年9月5日、「民有地での大規模太陽光発電に関する千歳市独自ガイドラインの策定について」、同じく、北海道の大地と水と尊厳を守る会 会長 木村 榮治 様から、千歳市議会へ陳情書の提出がありました。（付託先：厚生環境常任委員会）

陳情書の内容については、「民有地での大規模太陽光発電について、千歳市の実情に合わせた「予防」と「見える化」の仕組みをガイドラインとして整える」という内容であります。結果については、令和7年12月12日、第4回千歳市議会定例会議にて採択となりました。

千歳市議会における採択の理由ですが、「再エネ電力である太陽光発電においては、売電を目的とした大規模太陽光発電施設、いわゆるメガソーラーが、安全性の確保、発電能力の維持や廃棄などの対策や地域への理解が不十分であるなど、防災や環境保全の懸念をめぐり地域住民との関係が悪化し、全国で様々な問題も発生している。メガソーラーを設置する際には、再エネ特措法や国及び道のガイドラインにより、地域住民への説明や法令関係の順守が必須となっているが、本市の豊かな自然を保全し、空港、工業団地、農村などが持続的に発展するためには、地域の実情に応じた「予防」と「見える化」の仕組が重要である。本陳情による千歳市独自のガイドラインを示すことにより、地域住民が安全で安心して暮らし、まちの発展と環境保全の両立を目指すことで、千歳市の美しい自然環境を後世に繋げられるものと考えている。」との結果により、採択となりました。

**【今後の対応について】**

大規模太陽光発電施設（メガソーラー）が、防災や環境保全、廃棄物の処理などの

懸念から、全国において大きな問題となっている状況であります。市としては、美しい自然環境との調和を図りながら、再生可能エネルギーの導入により脱炭素の取組を推進することは重要であると考えております。現在、国においては、メガソーラーに関する不適切事案に対する法的規制の強化、地域の取組との連携強化、地域共生型への支援の重点化などの議論がなされているところであります。市においてもその状況を注視しておりますが、メガソーラーの計画に対しては、地域の方々と十分に話し合い、その声に配慮するなど、「地域との共生」が重要であると考えております。

今回の採択を受け、市としてもガイドラインの策定に向けて、実情に合わせた「予防」と「見える化」の仕組みを構築し、「地域との共生」が図れるよう検討してまいります。

以上で、報告第3号 資料3-1 「【陳情】民有地での大規模太陽光発電にかかわる千歳市独自ガイドラインの策定」について説明を終わります。

### 【報告第3号 質疑応答】

(委員)

ガイドラインは、今後建設予定の設備への効力はあるものと思うが、既存の設備への効力は無いのか。

(事務局)

そのとおりである。なお、メガソーラーについては、既に国や北海道のガイドラインがあり、それらに基づいて設置されているものであるが、そのような状況の中、市議会に陳情があり、採択されることとなったため、そういった状況も踏まえながら策定を進めたいと考えている。

(委員)

既存の設備がしっかりと災害対応されているものなのか分からないため不安がある。既存の設備へも言及した形でガイドラインを策定するのは難しいと思うが、他事例を参考にすることでしっかりしたガイドラインを作っただけであれば、千歳市に暮らす市民としてはありがたい。

(委員)

ガイドライン案は環境課が作成するのか。

(事務局)

そのとおりである。他事例も参考にしながら案を作成し、案が完成した際は審議をお願いしたいと考えている。

(委員)

今回の陳情の趣旨とは異なるが、太陽光発電は反射光の問題もあると聞く。反射光は大規模な設備でなくても発生する問題と思うが、この問題について何か考えはあるのか。

(事務局)

道内の規制事例では、基本的に売電を目的とした大規模な設備を対象にしており、小規模な屋根置きに対する規制は行われていない。現在、問題視されているのは売電目的のメガソーラーを自然破壊してまで設置することと認識しており、それ

に対して適切に対応していきたいと考えている。

(委員)

環境省としても、地域に良い再エネを進めることが必要と考えており、それには見える化が重要だと思う。千歳市ではこれからガイドライン案を作成することと思うが、我々も色々と勉強して情報提供していきたい。

(事務局)

ガイドライン案を作る際は、審議会から意見をいただきながら良いものを作っていきたいと思う。

(委員)

メガソーラーは、報道されていないが実際には壊れているものもあるのではないかと。太陽光パネルは、壊れたからといって適当に捨ててよいものではないと聞いている。

(事務局)

積雪でパネルが壊れたという事例は聞いたことがある。千歳市で作成するガイドラインでは、廃棄手続きの厳格化についても考えている。また、太陽光パネルの廃棄問題については、国も対策を進めており、廃棄問題を野放しにしているわけではない。

(委員)

個人宅に設置した太陽光パネルは安全と思っている。台風で破損するようなパネルは、売電重視のものなのでないか。破損したパネルに関して情報がなく、私たちに見えてこない。

(事務局)

先ほどの回答はメガソーラーに対してのもので、個人宅へ設置された太陽光パネルについてのデータは持ち合わせていないが、どちらも使用していく中で壊れるものはあると思っており、千歳市としても野放しにしてよいとは思っていない。

現状問題になっているのは、災害で壊れる太陽光パネルや、使用期限が来て廃棄する太陽光パネルである。最近、経済産業省がガイドラインを強化したところで、現在稼働している太陽光発電設備でも廃棄費用の積立を求めるなど、売電目的の設備へ対応は厳しいものになってきている。しかし、国や北海道が進める規制だけではカバーできない千歳市特有の問題もあるため、そういった部分を見える化して周知するルール作りがガイドラインである。ガイドラインは、規制するものではなく、あくまでもルール作りをするものである。本件に関しては、近いうちにまた審議会でも相談する形になると考えている。

(会長)

他に質疑はあるか。

(委員)

ない。

(会長)

以上で、報告第3号については、報告済みとする。

「報告第4号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

### 【報告第4号】 令和7年度 高病原性鳥インフルエンザについて

それでは、報告第4号「令和7年度 高病原性鳥インフルエンザについて」の中間報告を行います。

資料4-1をご覧ください。

1「高病原性鳥インフルエンザとは」ですが、高病原性鳥インフルエンザとは、カモなどの野生の水鳥の多くが無症状のままウイルスを運搬する一方、ニワトリなどの家きんに感染すると大量死を引き起こす疾病です。感染した鳥と濃密に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常、人には感染しないと考えられております。

次に、2「令和7年10月から12月までの道内の発生状況」についてですが、野鳥における鳥インフルエンザウイルス陽性の確認件数は、23件でした。次に、家きんににおける鳥インフルエンザの発生状況は、白老町及び恵庭市の2件でした。

次に、3「令和7年10月から12月までの市内及び近隣の発生状況」についてですが、まず、①ですが、令和7年10月21日に、10月15日に苫小牧市で回収された死亡野鳥のオオタカ1羽について、同日に胆振総合振興局が実施した簡易検査で陰性でありましたが、国立環境研究所で実施した遺伝子検査で高病原性鳥インフルエンザウイルス、H5亜型が確認された旨、石狩振興局から連絡がありました。本件は、発生地が本市付近であったため連絡したとのことであります。

次に、②は本市で発生したものでありますが、令和7年10月23日、10時40分頃、本市の自然環境監視員が鳥巡視を実施中、根志越遊水地において、オオハクチョウの幼鳥が死亡しているのを発見しました。同日、14時頃現地に到着し死骸を回収、倉庫に一時保管しております。翌日の24日、石狩振興局に鳥インフルエンザ検査を依頼し、同日、簡易検査を実施し陰性と判定されたとの連絡を受け後日遺伝子検査の結果の連絡を受けることとなりました。その後、石狩振興局から31日連絡があり、国立環境研究所で実施した遺伝子検査で高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が確認されたとのことでした。資料の2ページ目に道庁が発表したプレスリリースを添付しております。

次に、③ですが、こちらについては、テレビ等で大きく報道されましたが、令和7年11月1日、恵庭市内の農場において死亡鶏が発生したことから、家畜保健衛生所へ通報があり簡易検査を行ったところA型インフルエンザ陽性が確認され、翌2

日、確定検査、遺伝子検査の結果から、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定されました。そのため、同日から家きんの殺処分等の防疫措置が開始され、同月10日に完了しております。本件については、発生農場から半径10キロメートルの区域内の野鳥監視重点区域に本市の一部を含んでいるため、記載しております。

次に、4「鳥インフルエンザへの対応」についてですが、本市では、環境省で定めた検査対象マニュアルに基づき、死亡野鳥等の検査を行っています。なお、昨年11月から、振興局が実施する簡易検査を行わないことになりまして、最初から、環境省が実施する国立環境研究所での遺伝子検査を実施することとなっております。

次に、市内で鳥インフルエンザが発生していない通常期は、定期的に環境課職員の自然環境監視員がパトロールを行っています。また、市内及び近隣で鳥インフルエンザが発生した10月21日から12月8日までは、本市の独自の取り組みとして、発生地から半径10キロメートルの野鳥監視重点区域を中心に巡視体制を強化して市内のパトロールを実施しております。なお、野鳥監視重点期間中の新たな鳥インフルエンザの発生はありませんでした。

最後に、5「市民周知内容」についてですが、本市の公式ウェブサイトには、野鳥の鳥インフルエンザが発生していることなどを重要なお知らせとして記載し、周知、注意喚起を行っております。内容は、感染した動物との濃密な接触を行う等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられており過度に心配する必要はないことや、死亡や衰弱している野生動物を見つけたときは、素手で触らないようにすること、同じ場所で大量に野鳥が死んでいる場合は、環境課へ連絡することなどを掲載しております。

以上で、報告第4号「令和7年度 高病原性鳥インフルエンザについて」の中間報告を終わります。

#### 【報告第4号 質疑応答】

(会 長)  
質疑はあるか。

(委 員)  
ない。

(会 長)  
以上で、報告第4号については、報告済みとする。

#### 4. 審議事項

「審議第1号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

##### 【審議第1号】「第3次千歳市環境基本計画改訂（中間見直し）の素案」

それでは、審議第1号「第3次千歳市環境基本計画改訂（中間見直し）の素案」資料5-1「パブリックコメントの結果について」ご説明いたします。

本日配布いたしました、資料5-1をご覧ください。

本計画の改訂に伴い、昨年実施しましたパブリックコメントの結果について説明いたします。

##### 1. 案件名

「第3次千歳市環境基本計画改訂（中間見直し）素案」

##### 2. 募集期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月26日（金）まで

##### 3. 件数

受領件数：6件 お一方からの提出となります。

##### 4. 意見の取扱い（対応内容の分類）

① 案を修正するもの	0件
② 既に案に盛り込んでいるもの	0件
③ 今後の参考とするもの	6件
④ 意見として伺ったもの（案件に直接関係なし）	0件

##### 5. 意見の受け取り方

郵送

なお、意見募集期間は令和7年12月1日（月）から12月26日（金）まで実施し、素案につきましては、市のホームページに掲載するとともに、本庁舎のほか、総合福祉センターやコミュニティセンターなどの各公共施設、各支所において意見用紙を備え付け、閲覧を行ったところであります。

意見につきましては、閲覧場所に備え付けた意見箱への投函のほか、電子メール、郵送、ファクシミリ、担当課に直接持参により提出していただくこととし、その結果、1件の意見書が提出されております。

次に、意見についてですが、資料の2ページ以降に記載しております。左側に

市民意見等の概要、右側に市の考え方を記載しております。

- 1 点目、自然破壊型ソーラーの原則禁止を明記すること
- 2 点目、市独自アセスメント制度(条例)を必須とすること
- 3 点目、ラピダス等の工場排水について、より厳格な監視体制を明記すること
- 4 点目、生態系保全は抽象論ではなく「区域指定」へ
- 5 点目、情報公開を計画の柱として位置付けること
- 6 点目、現実の開発圧力を直視した計画へ

となっております。

各意見についての「市の考え方」についてですが、本計画は、環境基本法に基づき、環境保全施策を「総合的かつ計画的」に推進するための「基本的な方針」や「長期的な目標」を定め、施策の「方向付け」や「推進の枠組み」を示すものでありますことから、いただいた意見の取り扱いにつきましては、「今後の参考とするもの」が6件となっております。計画案を修正するような内容の意見はありませんでしたので、内容につきましては、後程、ご確認していただきますようお願いいたします。

以上で、審議第1号 資料5-1「パブリックコメントの結果について」ご説明を終わります。

続きまして、資料5-2「第3次千歳市環境基本計画【改訂版】について」ご説明します。こちらの計画【改訂版】をご用意ください。

第3次千歳市環境基本計画の改訂は、「2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、低炭素社会から脱炭素社会への転換を計画に反映させるため」の中間見直し改訂としており、また、令和6年3月に策定した「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との整合性を図ることを目的とし、改訂を進めてまいりました。本改訂は、本計画の第4章について、改訂のメインとなる「低炭素社会から脱炭素社会への転換を反映させるため、昨年9月16日開催の、第53回審議会から皆様にご審議をしていただき、11月14日開催の、第54回審議会の（書面会議）と、ご審議をしていただきました。本日、第55回審議会では、最終素案として皆様にご審議していただきたくお願いいたします。

まず、タイトル及び表紙についてですが、タイトルについては、「第3次千歳市環境基本計画【改訂版】」とし、計画期間については、変更なく、令和3年度から令和12年度とします。なお、表紙については、「ちとせゼロカーボンプロジェクトチーム」の皆さんにもご協力いただき作成したデザインとなります。イメージは、カーボンニュートラル実現に向けた将来ビジョン「‘人’人と自然の輪でつながる“ゼロカーボンシティちとせ」となります。

次に前回第54回千歳市環境審議会（書面会議）後からの修正箇所等の説明をさせ

ていただきます。第54回千歳市環境審議会時までの修正部分については、黄色マーカーにて表示、第54回以降の修正部分については、青色マーカーにて表示しております。なお、9月26日に実施した、ゼロカーボンプロジェクトチームの皆様への意見照会、また、第54回開催の審議会の（書面会議）において、プロジェクトチームの皆様、委員の皆様からは、特段のご意見等が無かったことをご報告いたします。また、修正等については、前回の第54回審議会以降から大きな変更等はなく、実績数値やグラフ等の年度更新の修正等がメインとなっており、年度の表記、文書等の体裁を整えるなどの軽微な修正となっております。

まず、14ページ 第2章 千歳市を取り巻く社会動向 2-2 国・北海道の動向 (1) 国の動向 ですが、下段に記載しておりました「国の第六次環境基本計画」の説明内容を上段4行目以降に移動させ、一番下の青マーカー部分に、新たに注釈を入れております。

次に、21ページ 第3章 千歳市の現況 3-2 千歳市の環境の現状と市民意識 (1) 地球温暖化防止 ①千歳市の地球温暖化に関する現状【二酸化炭素排出量】  
1行目～2行目についてですが、「千歳市の令和2年度の二酸化炭素排出量は約113万トン」としておりましたが、「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、千歳市の令和2年度の二酸化炭素排出量（令和6年3月の計画策定時の最新データ）」と修正しております。

次に、24ページ 第3章 千歳市の現況 3-2 千歳市の環境の現状と市民意識 (2) 環境保全 ①千歳市の環境保全に関する現状【大気汚染】についての8行目以降、説明文の年度実績及び中段のグラフの測定結果について、令和5年度実績から、令和6年度の実績値に修正しております。

25ページ【水質環境】についての8行目以降、説明文の年度実績及び中段のグラフの測定結果について、令和5年度実績から、令和6年度の実績値に修正しております。

26ページ【騒音・振動】についての11行目以降、説明文の年度実績及び中段のグラフの測定結果について、令和5年度実績から、令和6年度の実績値に修正しております。

26ページ【悪臭・地盤沈下】についての2行目以降、説明文の年度実績及び中段のグラフの測定結果について、令和5年度実績から、令和6年度の実績値に修正しております。

27ページ【有害化学物質】について、年度実績の測定結果について、令和5年度実績から、令和6年度の実績値に修正しております。

27ページ【公園・緑地】についての4行目以降、説明文の年度実績及び中段のグラフの測定結果について、令和5年度実績から、令和6年度の実績値に修正して

おります。

33ページ 【自然とのふれあい】についての1行目～2行目について、イベント名を「支笏湖周辺や青葉公園では、自然観察会などを定期的を開催し、夏は名水ふれあい公園で生き物調べ、冬には千歳川上流域の自然観察会など」に修正しております。

34ページ ②現状の主な取組についての7行目以降、説明文の年度実績について、令和5年度実績から、令和6年度の実績値に修正しております。

続きまして、38ページ (5) 環境教育・パートナーシップ ① 千歳市の環境教育・パートナーシップに関する現状について、【環境教育や啓発事業】の中段、自然環境教室の表についてですが、中段の自然環境教室の実施結果について、令和5年度実績から、令和6年度の実施結果に修正しております。また、下段〈自然に親しむ行事の実施〉につきましても、自然観察会の令和6年度の実施結果について修正しております。

以上、前回の第54回審議会からの変更箇所及び修正箇所のご説明を終わります。

なお、今後の予定ですが、本日の審議会を経て、次週2月17日(火)に、長谷川会長、小笠原副会長から、市長への「答申」を予定しております。

別配布させていただきました、答申案につきましても、長谷川会長、小笠原副会長と協議していただき、答申案を作成しておりますので、ご説明いたします。追加資料をご確認願います。

### 第3次千歳市環境基本計画改訂(中間見直し)の素案について(答申)

令和7年9月16日千環計第35号により本審議会に諮問された「第3次千歳市環境基本計画改訂(中間見直し)の素案」について審議を重ねた結果、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、「低炭素社会」から「脱炭素社会」への転換について適切に反映された改訂案となっております。

なお、第3次千歳市環境基本計画改訂版の計画の実施に当たっては、次の事項に留意して推進するよう答申します。

1 本計画改訂版における分野ごとの取組を推進し、基本目標の達成を図り、望ましい環境像である「限りなく伝えよう いい空 いい水 いい緑 そして共生をめざして ～環境をともに学び、未来に向かってできることから行動しようみんなの笑顔のために～」の実現に努めていただきたい。

2 本計画改訂版の環境施策は、市民、事業者、市(行政)が一体となって取り組まなければならないことから、環境保全事業などの推進に当たっては、各主体の連携はもとより、地域全体にわたって幅広く取組を進めていただきたい。

3 本計画改訂版の推進においては、低炭素社会から脱炭素社会への転換の必要

性を理解することが重要であり、より一層市民に分かりやすい情報発信、普及啓発に努めていただきたい。

4 本計画改訂版を実行性のあるものとするため、環境施策等の進捗状況を確認し、見直しを行うなど、着実な進行管理に努めていただきたい。

以上、4点について本審議会からの答申としたいと考えております。

また、2月下旬の「厚生環境常任委員会」へ本計画【改訂版】を報告予定、3月初旬に市長決裁を経て、本編製本と概要版の製本を予定しております。

以上で、審議第1号 資料5-2 第3次千歳市環境基本計画【改訂版】について、ご説明を終わります。

#### 【審議第1号 質疑応答】

(委員)

資料5-2の21Pに令和6年度(2022)とあるが、正しくは2024である。

(事務局)

修正する。

(会長)

説明があった答申案について、2月17日に審議会から市長へ答申をする予定となっている。これについても質疑がないようなので、これで審議第1号については、了承済みとする。

「審議第2号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

**【審議第2号】「騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について」**

それでは、審議第2号「騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について」ご説明いたします。

お手元の資料6-1をご覧ください。

「3 変更の理由について」にありますように、本市は、工場等の事業活動、建設作業、道路交通に伴う騒音・振動に対して必要な規制を行うため、騒音規制法及び振動規制法に基づき、規制対象となる地域及び区域を指定しています。2段落目になりますが、今回の変更（案）は、令和7年以降の都市計画法に基づく用途地域の変更に加え、当該地域の現在の土地利用の状況を踏まえ、騒音・振動規制法に基づいて、規制地域を変更するものであります。

次にお手元の資料6-2をご覧ください。

現行の騒音・振動規制地域区分図になります。本市の規制地域の全体を示しています。次のページ（資料6-3）が、変更後の地域区分図になり、赤線で囲った1か所が今回変更する地域です。次の資料6-4がそれぞれの拡大図を並べたものとなっております。根志越地区の一部の用途地域が市街化区域に編入することに併せて、当該地域をそれぞれ騒音・振動規制法の規制区域に追加するものであります。

お手元の資料6-5をご覧ください。

騒音の規制地域は、住居が密集している地域、病院又は学校の周辺地域その他の騒音を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要がある地域を、特定工場等において発生する騒音について規制する地域であり、第1種から第4種までの区域に区分され、区分に応じた規制基準を設けています。第1種が最も厳しい基準であり、2から3、4に行くにしたがって、基準が緩和されていく形になります。

同様に、振動の規制地域も、住居が密集している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要がある地域であり、第1種と第2種の区域に区分され、区分に応じた規制基準を設けています。こちらも第1種が厳しく、第2種は第1種より緩和された基準となります。

資料6-4に戻りまして、右の図面の上側の（赤色の）部分の用途地域が「準工業地域」と指定されたことに伴い、騒音規制で「第3種区域」、振動規制で「第2種区域」、残りの下側の（黄色い）部分は、用途地域が「第一種住居地域」と指定されたことに伴い、騒音で「第2種区域」、振動で「第1種区域」の規制地域にそれぞれ「規制のなかった地域」に「規制」を加える 変更であります。

なお、これらの規制地域の変更について、施行年月日は、令和8年4月1日を予

定しております。

以上で、審議第2号 「騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について」説明を終わります。

**【審議第2号 質疑応答】**

(会 長)

質疑はあるか。

(委 員)

ない。

(会 長)

以上で、審議第2号については、了承済みとする。

9. その他

10. 閉会